

事務官等の定年制度の運用について（通達）

昭和 59 年 11 月 8 日
陸幕補第 522 号

| | | |
|----|-----------------------------|----------------------------|
| 改正 | 昭和 60 年 12 月 21 日陸幕法第 183 号 | 平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号 |
| | 平成 14 年 3 月 27 日陸幕補第 201 号 | 平成 17 年 3 月 28 日陸幕補第 257 号 |
| | 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 | 平成 20 年 3 月 28 日陸幕補第 251 号 |
| | 平成 28 年 3 月 23 日陸幕法第 303 号 | 平成 30 年 3 月 27 日陸幕補第 376 号 |
| | 平成 31 年 3 月 19 日陸幕補第 309 号 | 平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号 |
| | 令和 3 年 3 月 12 日陸幕法第 101 号 | |

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長
（警務隊長、中央音楽隊長、中央管制氣象隊長を除く。）
各機関の長

陸上幕僚長

（例規 21）

事務官等の定年制度の運用について（通達）
（補定第 212 号）

標記について、下記により実施されたい。

なお、陸幕 1 第 30 号（40. 1. 21）「事務官等の人事刷新措置について（通達）」、陸幕 1 第 504 号（40. 9. 21）「事務官等の人事刷新措置要領の一部改正について（通達）」、陸幕 1 第 513 号（41. 8. 23）「事務官等の人事刷新措置要領の一部改正について（通達）」及び陸幕補第 587 号（57. 11. 8）「事務官等の人事刷新措置について（通達）」は、廃止する。

記

1 定年退職関係

（1）事務官等である隊員（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 44 条の 2 第 3 項に規定する隊員を除く。以下「事務官等」という。）は、法第 44 条の 2 第 1 項の規定により、法第 44 条の 3 第 1 項の規定により引き続いて勤務する場合を除き、定年退職をすることとなる日の満了とともに当然退職する。

- (2) 法第 44 条の 2 第 2 項第 1 号の医師及び歯科医師とは、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 2 条の規定による免許又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 2 条の規定による免許を有する者のうち、医療業務に従事する者をいう。
- (3) 併任されている事務官等の定年退職については、本務に係る官職による。

2 定年に達している者の任用関係

- (1) 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号。以下「政令」という。）第 59 条の 5 第 1 項の防衛大臣が定める職は、防衛省の一般職に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職、国家公務員等退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 に掲げる法人に属する職及び特別の法律の規定により国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 の規定の適用について同条第 1 項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人に属する職をいう。
- (2) 政令第 59 条の 5 第 2 項の異動には、併任は含まれない。
- (3) 政令第 59 条の 5 第 2 項ただし書の規定により防衛大臣の承認を求める必要のある場合には、あらかじめ陸上幕僚長に上申（様式 別紙第 1）するものとする。

3 勤務延長関係

- (1) 勤務延長（法第 44 条の 3 第 1 項の規定により引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）又は法第 44 条の 3 第 2 項の規定により勤務延長の期限を延長する必要がある場合には、当分の間、あらかじめ陸上幕僚長に上申（様式 別紙第 2、第 3）するものとする。
- (2) 政令第 59 条の 6 の各号の一に該当するか否かの判断は、本務に係る官職により行うものとする。
- (3) 休職等により身分を保有するが職務に従事しないこととされている事務官等については、勤務延長を行うことはできない。
- (4) 勤務延長の事務官等が他の官職に異動した場合において、当該異動の日が異動後の官職に係る定年退職日以前であるときは、当該事務官等は、勤務延長の期限の定めのない事務官等となる。

4 定年退職者人事調書の報告

部隊等の長は、当該年度の定年退職予定者に係る人事調書を作成し、1 月 31 日までに陸上幕僚長に報告（別紙第 4）するものとする。（補定第 212 号）
添付書類： 別紙第 1～別紙第 4

発 簡 番 号
年 月 日

勤務延長隊員の異動上申書

陸上幕僚長 殿

部隊等の長

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 異動予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 異動後の所属及び官職（級）
- 7 異動後の官職に係る定年年齢及び定年退職日
- 8 異動後の職務内容
- 9 異動させる理由
- 10 その他参考となる事項

発 簡 番 号
年 月 日

勤 務 延 長 上 申 書

陸上幕僚長 殿

部隊等の長

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 勤務延長する予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 現に従事している職務の内容
- 5 勤務延長の理由及び期限
- 6 その他参考となる事項

発 簡 番 号
年 月 日

勤務延長の期限の延長上申書

陸上幕僚長 殿

部隊等の長

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 勤務延長の期限を延長する予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 勤務延長の期限を延長する理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項

